

# ヤマト運輸、パートも解雇

## 「来年1月1日に」通告

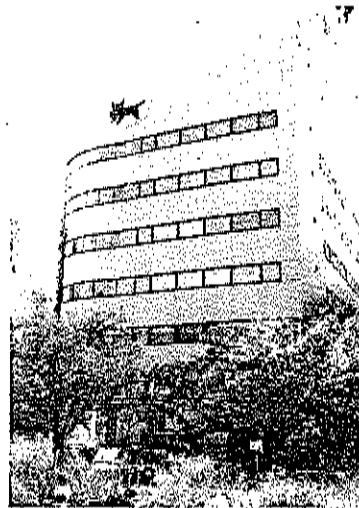
宅配大手のヤマト運輸が、カタロンやキラシを配達する「メロネロDM便」と小荷物を配達する「ネロボス」の「投函時留置業務」(ポストに投函できる荷物の仕分けや配達)に従事するパート社員との雇用(労働)契約について、来年1月末に一旦打ち切らうとしていることが分かりました。集荷以外の業務を日本郵便に移管するため、契約を終了する予定だと、当事者に対しての月曜通告していました。

ヤマト運輸の業務移管を1月末までの契約終了を告げめぐっては、本紙の取材に「他の部署に移れない個人事業主との業務委託のせいで」とも「もうか」と尋ねても「本社の意向なので」といふ面が踏算していました(8月8日付報道)。今回、ヤマト運輸が直接雇用する労働者についても契約を打ち切る計画であることが判明したものです。

ヤマト運輸は本紙の取材に対し、「個別の契約に關わる事項については回答を差し控える」として、契約終了の対象者数などを明らかにしていません。公表資料によれば、荷物を仕分け・出荷するヤマト運輸の「ネロボス」は全国に約あり(3月31日現在)。メロネロDM便などの投函留置業務に従事するパート社員は各ベースに数十人ずつ配属されているとみられ、全国で数千人にのぼる可能性があります。6カ月めめています。↓解説の面

ヤマト運輸の「ベース」(呼ばれる配達拠点)でメロネロDM便の仕分け作業を担っている50代のパート社員は、6月25日上司から来年1月1日をもって納付できませ

などの有期契約を中途で解除される人や、無期契約を打ち切られる人が多数出る恐れがあります。労働契約法16条は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合、解雇(使用者の申し出による労働契約の終了)は権利の乱用として無効になると定めています。また同法17条は、有期労働契約の場合、やむを得ない事由がなければ期間満了まで解雇できないと定



ヤマト運輸本社ビル(改修のため機能は一時移転中) 二東京都中央区